

# 電子マニフェスト導入実務説明会



公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター  
電子マニフェストセンター

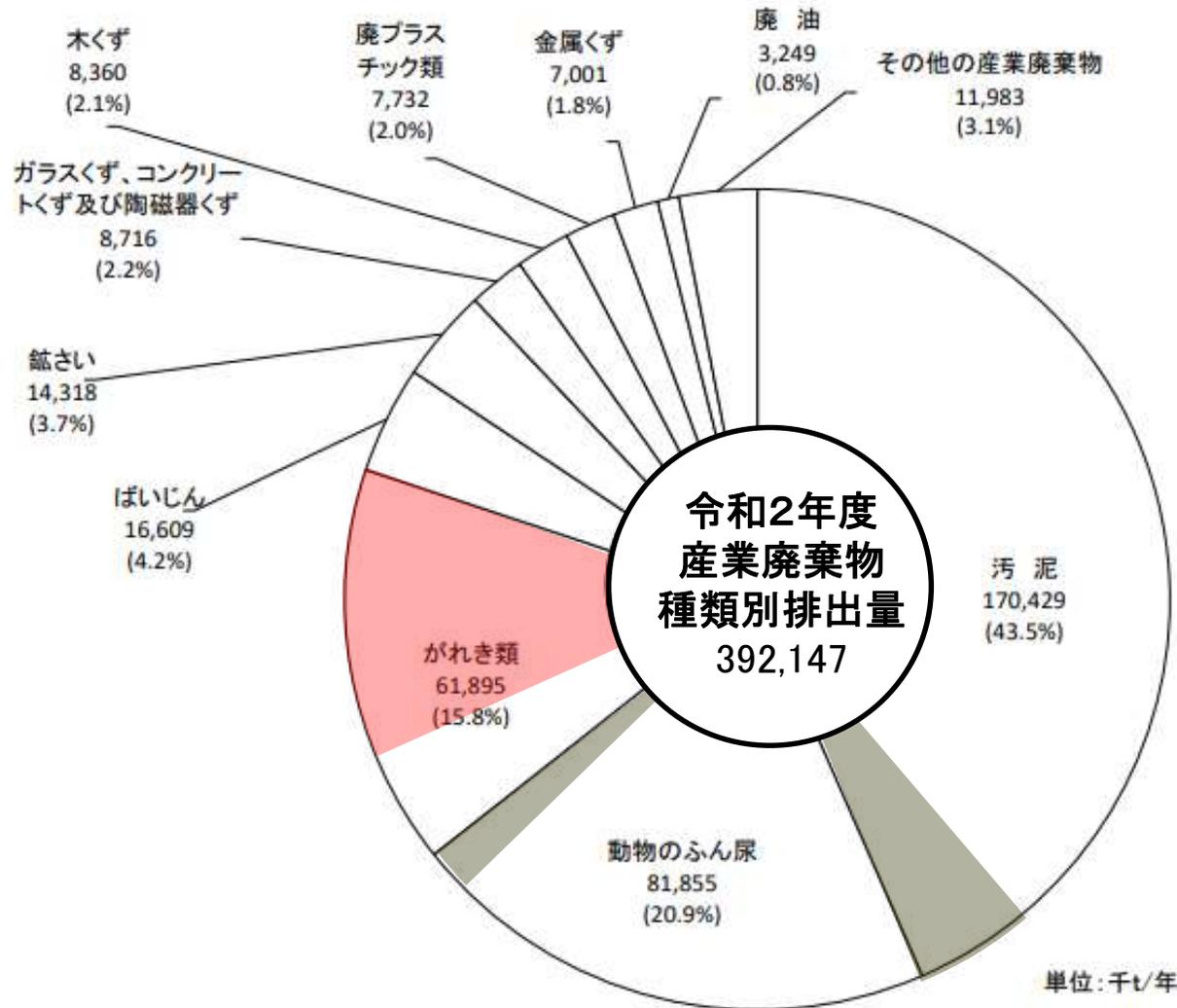
## 目 次

1. マニフェスト利用における建設業の特徴
  2. マニフェスト制度(産業廃棄物管理票制度)
  3. 電子マニフェスト制度
  4. 電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較
  5. 電子マニフェストシステムへのアクセス方法
  6. 電子マニフェストの特徴とメリット
  7. 電子マニフェスト導入までの流れ
  8. 電子マニフェストに関する行政報告
  9. 公共工事の竣工検査における廃棄物処理実績の証明
  - 10.まとめ
- 参考 電子マニフェスト情報の活用と機能の紹介

1

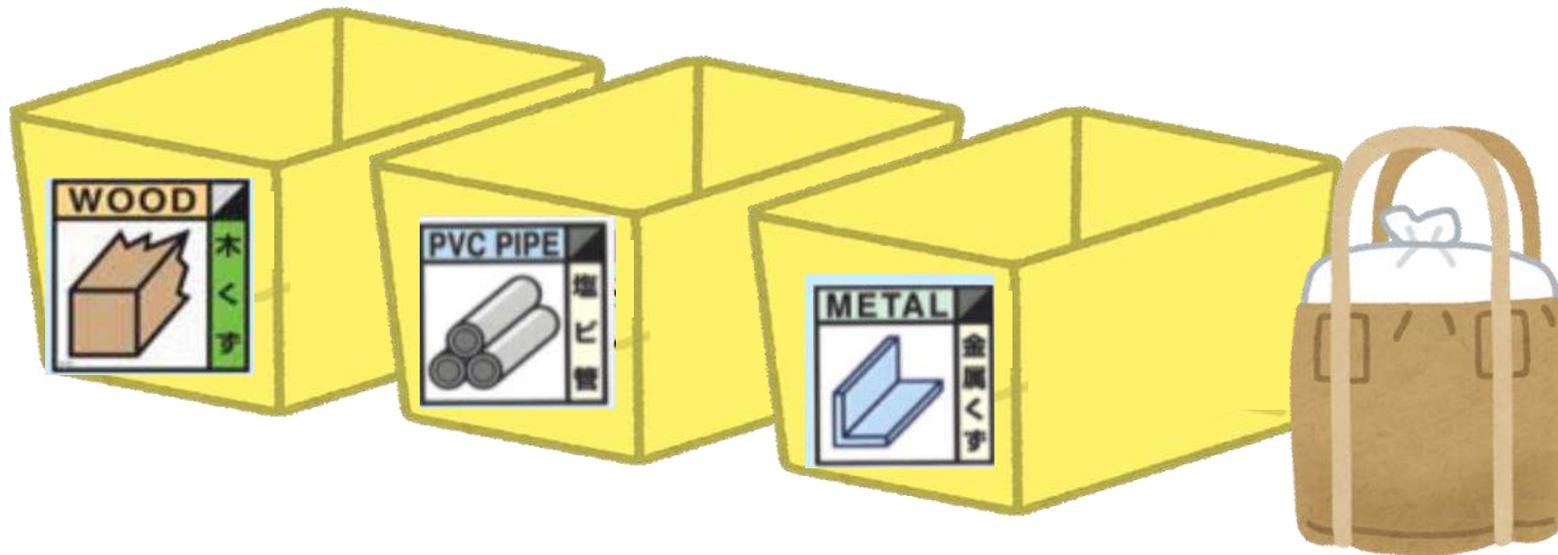
# マニフェスト利用における 建設業の特徴

# 特徴① 処理委託量が多い



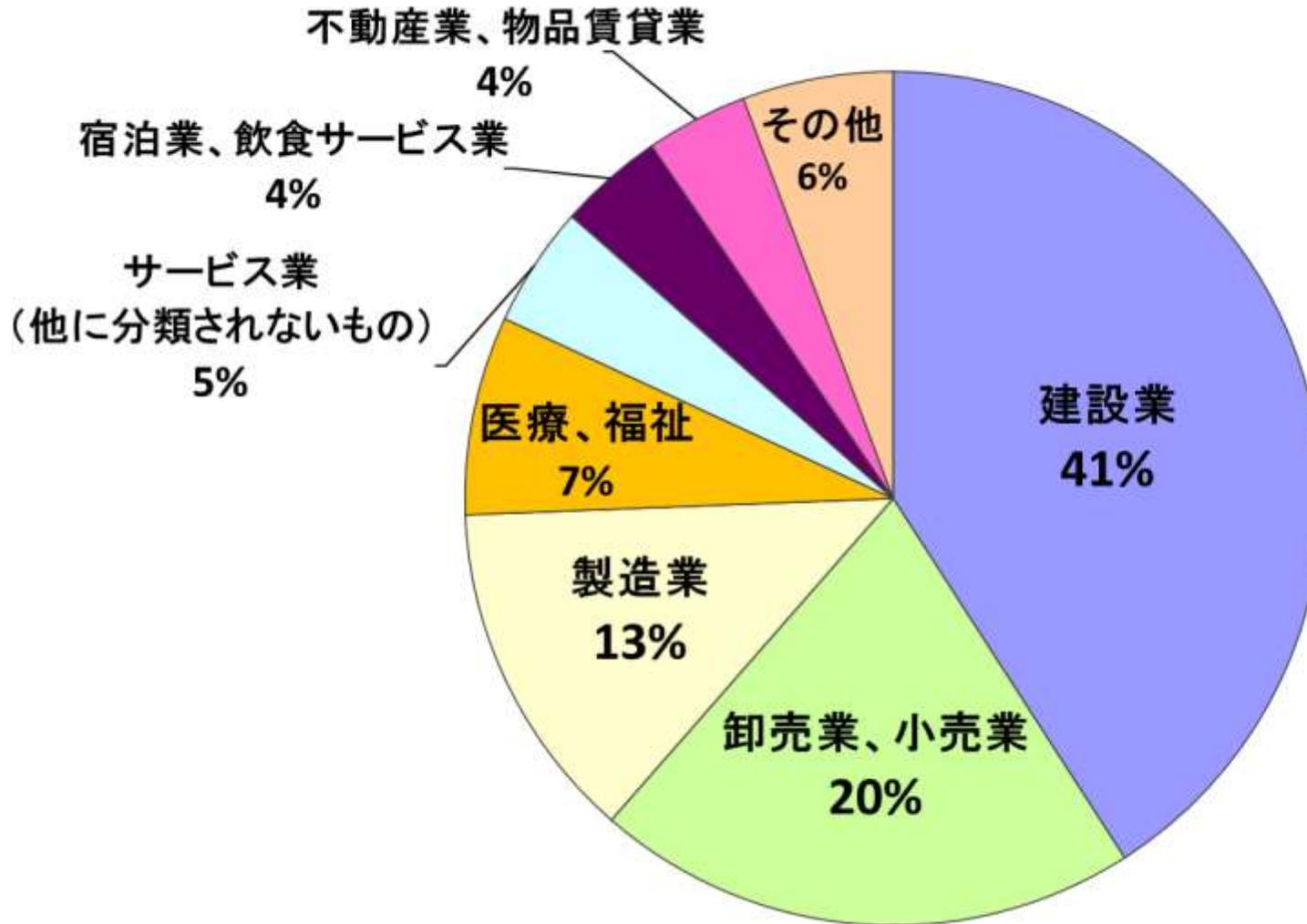
## 特徴① 廃棄物の量だけでなくマニフェストの数も多い

- 建設現場では分別が進んでいる
- マニフェストは廃棄物の種類ごとに交付・登録が必要
- 建設業界はマニフェスト利用が多い業界



# 排出事業者の業種別登録件数の構成比

(令和3年4月～令和4年3月までの登録件数)



## 特徴② 排出事業場が固定されていない

- 製造業、小売業等では排出事業場(廃棄物が排出される場所)は変わらない。
- 排出事業場ごとに加入し、マニフェストを利用することが可能。

排出事業場  
1加入



排出事業場  
1加入



## 特徴② 排出事業場が固定されていない

- 建設業の場合は工事現場が排出事業場
- 工事が始まれば排出事業場が増え、終われば減る

### 排出事業場



### 排出事業場



## 特徴③ 元請と下請けで役割が変わる

- 元請の場合はその工事から出る廃棄物の排出事業者
- 元請事業者が自ら運搬する場合は排出事業者としての自己運搬

### 元請工事



### 自己運搬



## 特徴③ 元請と下請けで役割が変わる

- 下請けの場合は元請の委託を受けて元請の廃棄物を運ぶ
- 他者の廃棄物を運ぶので産業廃棄物運搬業の許可を取得し、運搬業者としてマニフェストに関わることになる

下請工事

運搬業者として運搬



# 2

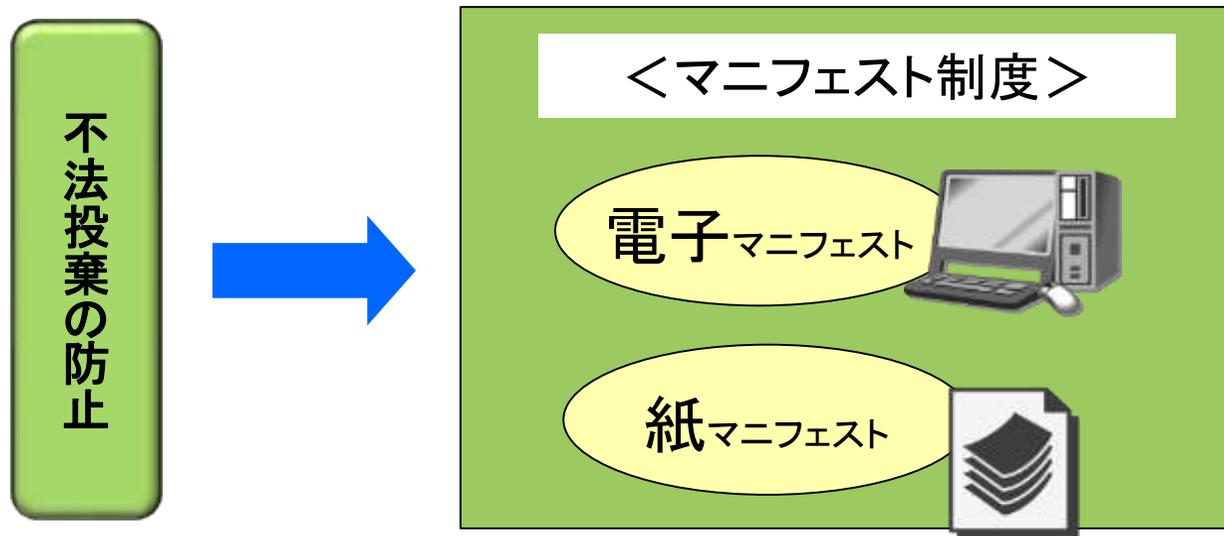
## マニフェスト制度 (産業廃棄物管理票制度)



公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター  
電子マニフェストセンター

## マニフェスト制度とは…（産業廃棄物管理票制度）

マニフェスト制度は、排出事業者が、収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物が、委託契約どおり適正に処理されたことを把握・管理することにより、不法投棄の防止など、適正な処理を確保することを目的とした制度です。



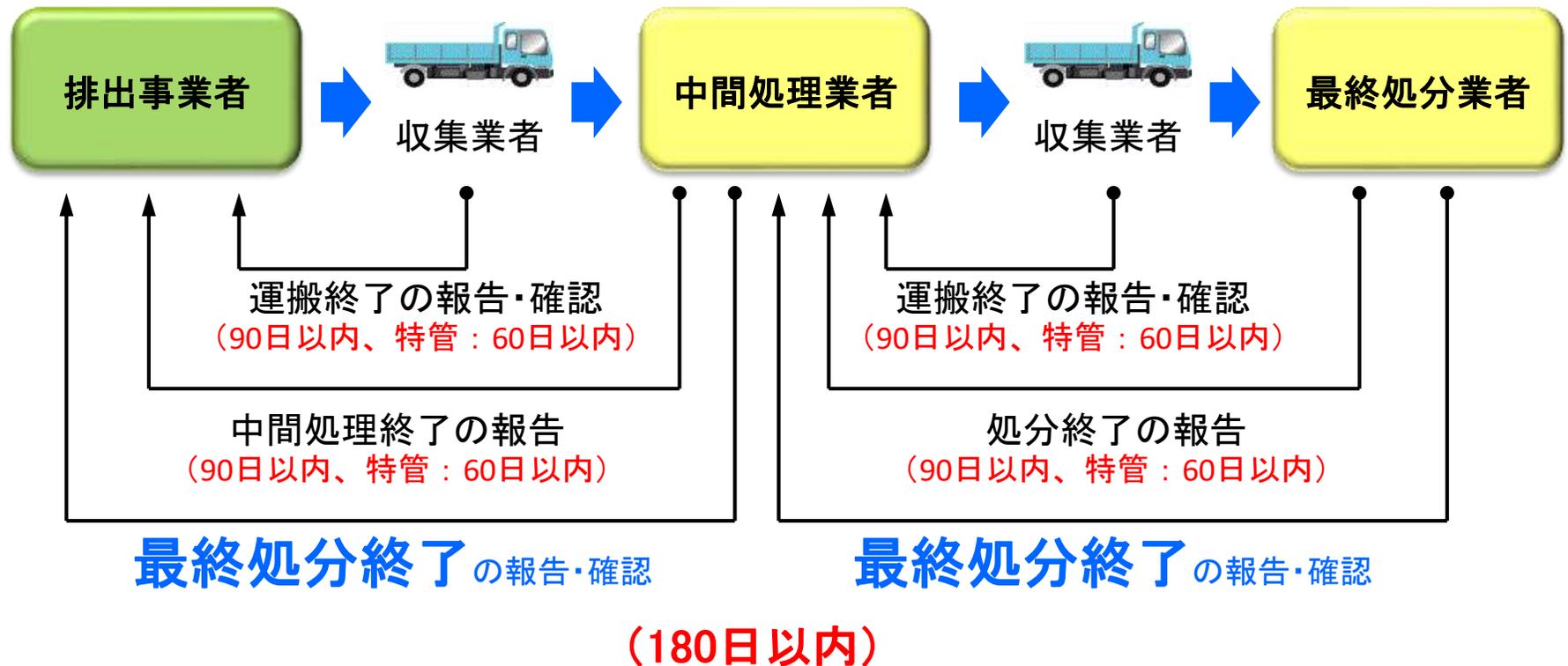
**「電子マニフェスト」か「紙マニフェスト」のいずれかを選択して使用しなければなりません。**

参考 「マニフェスト」の意味

- ・manifest : 「積荷目録」、「明白する」、「証拠となる」
- ・manifesto : 「政権公約」、「声明書」

# 排出事業者における確認義務

マニフェストにより最終処分までの処理の流れを確認することが義務づけられています。(電子マニフェスト・紙マニフェスト共通の義務)



# 措置内容等報告書

確認期限を過ぎても処理終了報告がない場合の対応



すみやかに委託した廃棄物の処理状況を確認し、原状回復等の適切な措置を講ずるとともに、確認期限を超えた日から30日以内に所定様式(右の表)により、都道府県・政令市に報告しなければなりません。  
(施行規則第8条の29)

様式第四号(第八条の二十九関係)

(表面)

措置内容等報告書		年 月 日
都道府県知事 (市長)	様	
報告者 住所		
氏名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。		
管理票	交付番号	
	交付年月日	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 ( ) 2 その他の産業廃棄物 ( )	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量		
報告書を提出することとなった事由の区分及び②～⑤に該当する場合にあっては、当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けなかったとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき ( 年 月 日) ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき ( 年 月 日) ④ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき ( 年 月 日) ⑤ 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたとき ( 年 月 日)	
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称	
	住所	
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法		
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容		

# マニフェスト制度の変遷

マニフェスト制度は、平成10年12月よりすべての産業廃棄物に義務付けられています。同時に、電子マニフェストが新たに制度化されました。

年 月	経 緯
平成2年4月	行政指導によりマニフェスト制度がスタート
平成5年4月	特別管理産業廃棄物にマニフェストの使用を義務化
平成10年12月	・すべての産業廃棄物にマニフェストの使用を義務化 ・電子マニフェストの制度化
平成13年4月	マニフェストによる最終処分終了報告の確認を義務付け
平成17年10月	マニフェストに関する罰則の強化 (50万円以下の罰金→6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金)
平成23年4月	紙マニフェストの保存義務の拡大 (排出事業者の控え(A票)にも5年間の保存義務)
平成30年4月	マニフェストの虚偽記載等に関する罰則強化(6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金→1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
平成31年4月	情報処理センターへの登録・報告期限の3日以内について、 土日祝日及び年末年始を含めないこととした。
令和2年4月	特別管理産業廃棄物多量排出事業者(PCB廃棄物は含まない)に、 電子マニフェストの使用を義務化

# マニフェスト（電子、紙）関連の罰則

違反	罰則
産業廃棄物管理票を交付せず、または規定する事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして交付（電子の場合は登録）した排出事業者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
排出事業者に運搬終了報告マニフェストを送付(電子の場合は報告)せず、または規定事項を記載せず若しくは虚偽の記載をしてマニフェストを送付(報告)した収集運搬業者	
処分受託者に管理票を回付しなかった収集運搬業者	
マニフェストを排出事業者に送付(報告)せず、若しくは規定する事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして送付(報告)した処分業者	
マニフェストを保存しなかった排出事業者、収集運搬業者、処分業者	
受託していないものについて、虚偽の記載をしてマニフェストを交付した(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者又は(特別管理)産業廃棄物処分業者	
マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた収集運搬業者または処分業者	
受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、虚偽の記載をしてマニフェストを送付(報告)した収集運搬業者又は処分業者	
情報処理センターに虚偽の登録をした電子情報処理組織使用事業者	
情報処理センターに報告せず、若しくは虚偽の報告をした運搬受託者・処分受託者	
マニフェスト制度違反に係る勧告に従わない者に対して行う勧告に係る措置の命令に従わない排出事業者、収集運搬業者、処分業者	